

10月29日(火)

講師略歴

10月30日(水)

第1講義
16:00~17:00木村 泰子(きむら やすこ)
大阪市立大空小学校 初代校長

大阪市出身。武庫川学院女子短期大学教育学部保健体育学科卒業。学校を外に開き、教職員と子どもとともに地域の人々の協力を経て学校運営にあたるほか、特別な支援を必要とされる子どもも同じ教室でともに学び、育ち合う教育を具現化した。2015年春、45年間の教職歴をもって退職。主な著書に『お母さんを支える言葉』(清流出版/2024)、『「みんなの学校」をつくるために』(小国喜弘氏との共著/小学館/2019)

第2講義
14:50~16:20磯崎 初仁(いそぞき はつひと)
中央大学法学部 教授

1958年生まれ。1984年東京大学法学部卒業。1993年東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了。1985年神奈川県庁に入庁。農政部、土木部、福祉部等の業務を経験し、2002年に退職し、同年から中央大学法学部教授。主な著書に『知事と権力』(東信堂)、『自治体議員の政策づくり入門』(イマジン出版)、『自治体政策法務講義』(第一法規)、『立法分権のすすめ』(ぎょうせい)、『地方分権と条例』(第一法規)がある。

第3講義
10:00~11:30泉 留維(いずみ るい)
専修大学経済学部 教授

1974年生まれ。東京大学大学院総合文化研究科博士後期課程単位取得満期退学。2004年、専修大学経済学部専任講師を経て、専修大学経済学部教授。専門分野は、エコロジー経済学、コモンズ論など。主著に『コモンズと地方自治』(共著、日本林業調査会)、『環境と公害：経済至上主義から命を育む経済へ』(共著、日本評論社)など。

第4講義
13:00~14:30内田 聖子(うちだ しょうこ)
NPO法人アジア太平洋資料センター 共同代表

1993年慶應義塾大学文学部卒業。出版社勤務などを経て2001年よりNPO法人・アジア太平洋資料センター(PARC)、06年より現職。TPPウォッチの国際NGOネットワークにも属。世界各国の市民社会とともに活動。最新刊『デジタル・デモクラシー：ビッグ・テックを包囲するグローバル市民社会』(地平社)など。



お申し込み要領

1. 下記に必要事項をご記入のうえ、FAXでお申込みください。フォームからもお申込みいただけます。(下の赤QRコード参照)
2. お申し込み後に受講確認票をお送りします。
受講内容のご確認と受講料のお振込をお願いいたします。

受講料(会場・オンライン共通)

2日間参加：30,000円

1日間参加：20,000円



申し込み用紙

FAX : 03-5227-1828

第24期 自治政策講座 in 東京Ⅱ

▼氏名(フリガナ)		▼電話		▼FAX	
		▼E-mail			
▼住所				▼所属(議会・団体等)	
〒					
参加方法と申込日に ☑を入れてください	全日程 参加	☐ 10月29日(火)~30日(水)		1日 のみ	☐ 10月29日(火) ☐ 会場 ☐ ZOOM
		☐ 会場 ☐ ZOOM			☐ 10月30日(水) ☐ 会場 ☐ ZOOM
何で知りましたか?		☐ 自宅の郵便物 ☐ 学会からのメール ☐ 議会事務局の案内 ☐ 知人・同僚からの紹介 ☐ 雑誌広告 ☐ その他(			

備考

主催・お問い合わせ先：自治体議会政策学会事務局 TEL 03-5227-1827 copa@copa-web.net (担当：青木・中農)

領収書等貼付用紙

区		分	
調査研究費	研修費	広報費	広聴費
資料作成費	資料購入費	人件費	

領収書及び料金内訳明細等添付欄

No.102930643

⑬

領収証

発行日 2024 年 10 月 29 日

印西市議会 会派 創進 様

¥30,000—

但し、第24期自治政策講座 in 東京Ⅱ受講料として
上記正に領収いたしました。

自治体議会政策

会長 住沢

—8 イマジン第2オフィス
TEL 03-5227-1827 FAX 03-5227-1828

※複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付してください。

政 務 活 動 費 事 業 実 施 報 告 書

会 派 名 創進

代表者氏名 櫻井 正夫

件 名	
研修費	自治体議会特別セミナー 自治体議会研究所
1.日 時 2024年11月13日 水曜日 13:30~16:00	
場 所	白井市役所内 市保健福祉センター3階 団体活動室1
講 師	自治体議会研究所 代表 高沖 秀宜
参加者	白井市議会議員 小田川 敦子・荒井 靖行・徳本 光香・根本 あつ子 柴田 圭子 5名
	印西市議会議員 都築 真理子・大崎 亜希 2名
	取手市議会議員 佐野 太一 1名
	鎌ヶ谷市議会議員 佐野 つよし 1名 合計:9名
経費	受講料 10,000円
2.目的・趣旨	
本勉強会の目的は、地域を活性化させるために、二元代表制の下、日々重要な 議会議員と市民・議会事務局職員の「学びの場」 議員が議会活動・議員活動を行う上で、特に重要な「議員の資質向上」と 「議会運営の基本」についての講義を目的とする	
3.内容 議員の資質向上と議会運営の基本	
- 講師: 自治体議会研究所 代表 高沖 秀宜 - 講義・討議内容の要点: 「二元代表制」における議会活動 - 議会運営の基本と通年制議会 - 一般質問と政務活動費の政策的活用 - 議員力・議会力の強化と政策提言・政策提案	
4.学んだこと・議会活動への活用	
- 通年制議会のメリット ・臨時議会を開く手間が減る ・専決処分の削減 - 議会の監視機能が強化される	
通年議会にすると、専決処分の必要性は減るが、完全になくなるわけではなく、 特に緊急性の高い案件(災害対応など)については、引き続き専決処分が活用される 可能性がある。	

- ・二元代表制について
- ・議会は、首長の追認機関ではない
- ・二元代表制の意義
- ・議会は首長とは立場や役割が異なる

何をするための議会なのか？ 議会の存在意義は何か？ 等を学びました。

- ・オンラインによる本会議の開催

災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由等により議事堂に参集する事が困難なときは、その状況に応じた情報通信技術の積極的な活用を通じ、議会活動の継続を図る等

5. 添付資料

- ・ 講義模様の写真



新人からベテランまで

自治体議会特別セミナー in 白井

議員の資質向上と議会運営の基本

本セミナーは、地域を活性化させるために、二元代表制の下、日々尽力されている自治体議会議員と市民・議会事務局職員のための「学びの場」です。

特に新人議員等やる気のある議員が議会活動・議員活動を行う上で、特に重要な「議員の資質向上」と「議会運営の基本」について講義します。どうぞ白井地域の自治体の新人議員等議会関係者の参加をお待ちしております。

(プログラム)

- 1 「二元代表制」における議会活動
- 2 議会運営の基本と通年制議会
- 3 一般質問と政務活動費の政策的活用
- 4 議員力・議会力の強化と政策提言・政策提案

日 時	2024(令和6)年 11月13日(水) 13:30~16:00 (2 時間半) ※受付開始は13:00~
会 場	市保健福祉センター(うえるプラット)3 階 団体活動室1 白井市復 1123 番地 TEL047-497-3482

受講料	10,000 円(議員)、7,000 円(市民・職員)(当日払) ※テキスト代 2,500 円含む。
-----	---

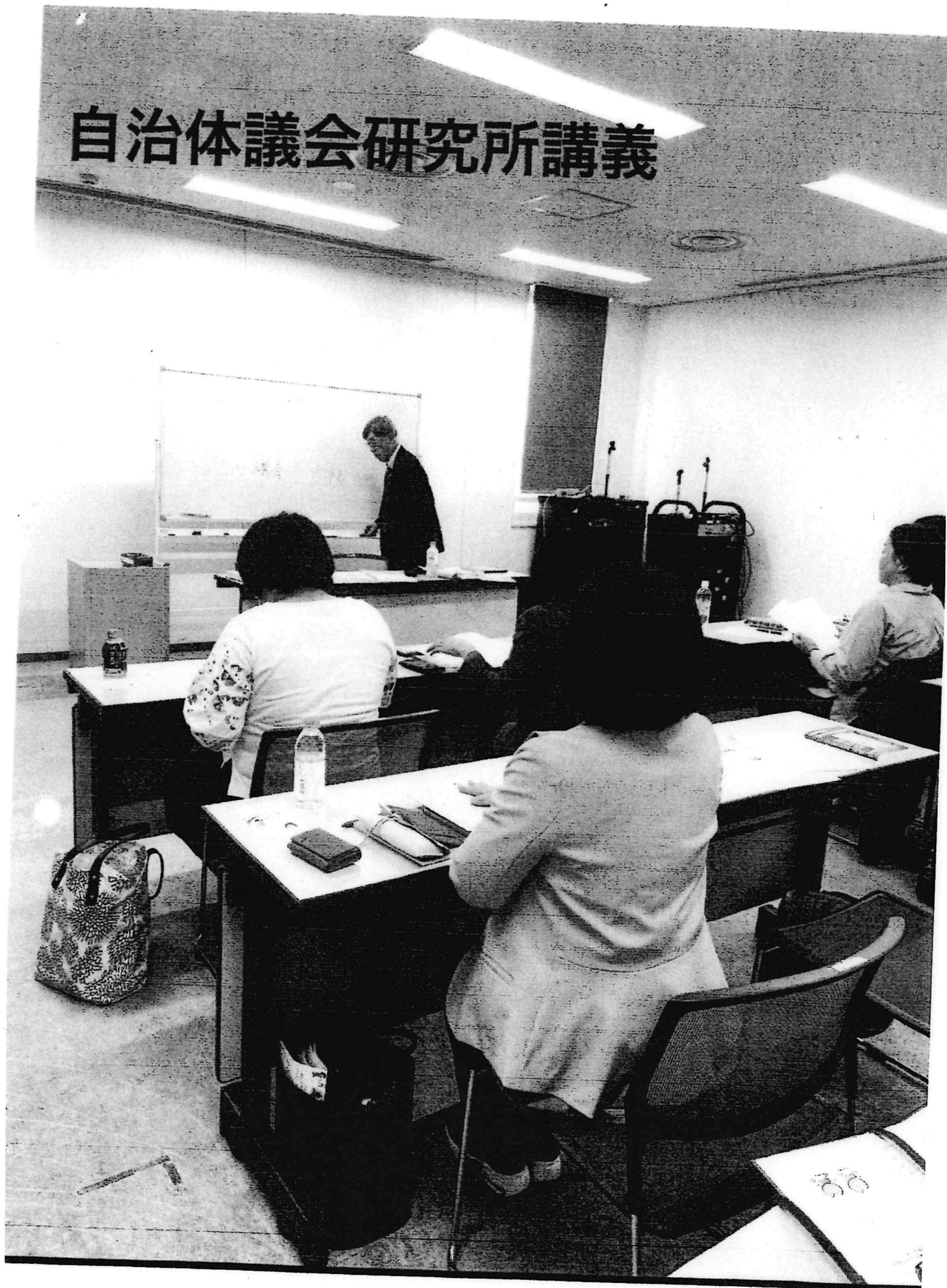
講 師	自治体議会研究所 代表 高沖秀宣 (議会事務局研究会共同代表、元三重県議会事務局次長) 1953 年三重県生れ、京都大学法学部卒。2002 年 4 月から三重県議会事務局で、政策 法務監・政務調査課長・企画法務課長・総務課長・次長を歴任。 新著書『ポストコロナ時代の自治体議会改革講義』(改訂版、東京法令出版、2,500 円)をテキストに使用
-----	---

申込方法	<u>下記の mail(又は電話)にて、所属議会名、氏名、連絡先をお知らせください。</u> (参加申し込み者が少ない場合には、開催しないことがありますので要確認)
------	---

申込み・ 問合せ先	自治体議会研究所(三重県津市白山町二本木 545)(代表:高沖秀宣) mail: soukon830@yahoo.co.jp、電話:090-4116-4501(9 時~19 時)
--------------	--



自治体議会研究所講義



領収書等貼付用紙

区 分			
調査研究費	研修費	広報費	広聴費
資料作成費	資料購入費	人件費	
領収書及び料金内訳明細等添付欄			

領 収 書

都築 真理子 様

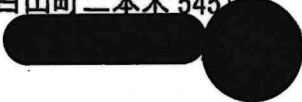
金 10,000 円

上記正に領収いたしました。

ただし、地方議会特別セミナー受講料として。

令和6年11月13日

自治体議会研究所（三重県津市白山町二本木545）

代表  印

※複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付してください。

政 務 活 動 費 事 業 實 施 報 告 書

会 派 名	創 進
代表者氏名	櫻井 正夫

件 名		
広聴費 「市政とともに考える会」開催		
内 容		
定例会ごとに「市政とともに考える会」を開催し、議案の説明を行うとともに、各議員がそれぞれ作成した資料に基づき市政の話題を提供し、市民から意見を伺いました。各会場とも毎回10名程度の参加がありました。		
開催日程及び会場		
令和6年5月19日(日)	13:00~17:00	中央公民館
令和6年8月10日(土)	13:00~17:00	中央駅前地域交流館
令和6年8月17日(土)	13:00~17:00	そうふけ公民館
令和6年11月16日(土)	13:00~17:00	中央公民館
令和7年2月8日(土)	13:00~16:00	そうふけ公民館
参加者		
櫻井 正夫、松尾 榮子、増田 葉子、小川 利彦、都築 真理子 (11/16 及び 2/8 は櫻井正夫は欠席)		
経 費		
施設使用料	5,880円	
資料作成費	7,000円	
茶代	7,876円	
	計20,756円	

中央公民館 施設使用確認書
(兼領収書)

発行日：2024年05月14日
請求番号：2024-3-000692

会派創造 様

印西市教育委員会

登録番号 T1000020122319

施設使用の内訳は次のとおりです。

[illegible]

※指定管理者が管理する施設にあっては「使用」を「利用」と「使用料」を「利用料金」と読み替える。

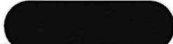
2024年06月01日
取引No 24RG0002

領 収 書

会派 創進 様

金額 2,550 円 ✓

上記の金額正に領収いたしました。
内訳については、下記のとおりとなります。

発行者 : 

品名	単価	数量	金額	備考
コピー料	10	255	2,550	

印
紙

印西市内野西団地管理組合法人
管理組合収納事務受託者
JS 日本総合住生活

取扱者



領収書等貼付用紙

区 分			
調査研究費	研修費	広報費	広聴費
資料作成費	資料購入費	人件費	

領収書及び料金内訳明細等添付欄

②

JOYFUL HONDA

千葉ニュー
タウン店 ☎ 0476-47-6811

No.000079-6195-7181
2024年05月13日

令頁 収 証

本業

¥3,412- J

消費税 252円を含む。

但し、
として上記正に領収いたしました。

株式会社ジョイフル本田
茨城県土浦市富士崎1-16-2
千葉ニュータウン店0476-47-6811

登録番号：T6050001009303
■オリコカードは請求時2%割引■

2024年 5月13日(月) 15:22 #000079
000079 7181

登録機 #000005 R0157 15:21
028691

◇ 0043 伊藤園 PETお M001 ¥3,424
(2個 x @1,712)
M001) まとめ値引 -264

小計		¥3,160
外税額	8%	¥252
買上点数		2点

合計	¥3,412
(税率 8%対象額	¥3,412)
(内消費税等 8%	¥252)

※複数の領

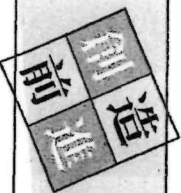
お預り	¥10,000
(内消費税等	¥252)
お釣り	¥6,588

ないように貼付してください。

「◇」は軽減税率対象商品です。



返品・交換は1週間以内に商品と
レシート、お支払方法によりカード等を
サードカウンターまでご持参ください。



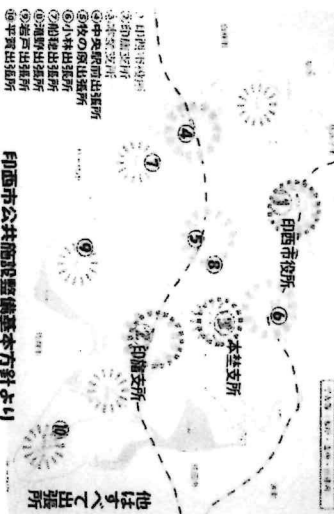
印西市議会 会派 創造 進

R6 年 5 月勉強会資料
令和 6 年 2 月代表質問から

なぜ今 市役所移転が話題に？

< 印西市の姿と行政施設の配置 >

行政本部の配置の概況



市の計画で、市役所の配置はどうなっているか

- 印西市役所は、行政サービスを行う施設であるとともに、災害時における防災拠点となる重要な施設です。
- 市役所は、本市の拠点となる施設であるため、計画的な修繕・改修により、施設の長期利用を図ることとします。が、建替え時には立地場所等を含めた検討を行います。

< 配置上の問題点について >

本庁舎及び附属棟は、築後 46 年、大規模改修から 12 年（令和 4 年現在）が経過し、施設の老朽化と共に、人口増加や新たな行政需要に対応するため、職員数の増加等による施設の狭小化が進んでおり、市民の待合スペースや相談スペースをはじめ、事務室、会議室、倉庫等が機能的に不足しています。

（公共整備基本方針別冊 21P）

築 80 年まで使い続けられますか 老朽化が進む印西市役所

千葉ニュータウン事業入居開始から 40 年。市村合併から 12 年。北総の中核都市を目指して建設が進められてきた印西市は、人口約 11 万人、東京一成田を結ぶ北総の 1 大拠点都市として急成長し、街の姿や市民の暮らしも大きく変化しました。

現庁舎は人口 6 万 4 千人対応

千葉ニュータウン入居開始前の昭和 51 年（1976 年）に建設された印西市役所は、半世紀にわたって現在地で市の行政の中心を担ってきました。

市の人口はその頃から 5 倍以上に、合併により市の広さも 2 倍以上に広

がりました。

市役所現庁舎は 1976 年、将来人口 6 万 4 千人を想定して建てられ、法定耐用年数 50 年のところ築 47 年になります。

狭小化で課の分散配置も

市の急激な成長に伴い、課の数や職員数も増え、市役所の中はぎゅう詰状態。市民の相談スペースや待合スペースをはじめ、事務室、会議室、倉庫も不足し、今年 3 月からは道路や水道など、一部の課が本庁舎所に移転。いくつかの用事をすませるために、市民が大森、本笠と 2 カ所の役所を回る必要も出てきました。

エレベーターも小型のもの

のが 1 基しかなく、5 階建ての庁舎の階段を、職員が年中、上り下りしています。来庁する市民や職員の利便性、安全性からも、次期施設の計画が必要な段階です。

交通計画・災害対策にも影響

現在市では市内を便利に結ぶ公共交通の計画や公共施設のネットワーク化などが進められています。市民が暮らしやすいまちづくりのためにも、市役所の位置はとても重要で。

また市役所は、万が一の災害時に、市の災害対策にあたるための拠点施設。消防署等と連携し、市内のど

の地区へもすばやく対応する必要があります。

「建替え時には場所を含め検討」

公共施設の配置に関する市の計画には、現市役所の老朽化や狭小化をふまえ、「建替え時には立地場所を含めて検討する」と明記されています。

しかし、この問題については、いつまでも本格的な取組みが開始されず、市民の声が上がらなければ、次回も現在地のままで市役所の大規模改修が行われようとしています。

建替え時とはいつか？

現庁舎は平成 22 年に耐震改修と大規模改修を行っており、次回は令和 13 年～17 年の間に大規模改修

本下駅周辺の公共施設はどうなる？

本下駅周辺は古くから市の行政文化の中心を担ってきた地域。歴史を活かした良好な文教地区づくりが期待されます。老朽化が進む現在の中央公民館、中央保健センター等と合わせて、行政出張所、生涯学習、保健機能、また合わせて地震、洪水等、万が一の災害時の避難所等の機能を考慮した、明

市内各支所の行政機能の充実を

市内の各支所で、現在の暮らしを支える行政機能の充実も重要です。千葉 N T 中央駅周辺や牧の原駅周辺をはじめ、市内各所の市民が生活する上で、必要なことが地域の行政窓口でできるよう、行政機能を充実していかなければなりません。

（2023 年 1 月／再掲）



印西市議会
会派

創造

議会報告
2024 / 05

印西市大森 2364-2

令和6年第1回
定例会を中心に

令和6年度 / 気になる予算・事業

令和6年度は、一般会計521億円、特別・企業会計もあわせると744億円と過去最大規模予算でスタートしました。多くの事業の中でも、これまでなかった新たな事業や、まだまだ充実が必要な事業があります。会派創造が着目した予算・事業をまとめてみました。

安全・安心

自転車用ヘルメット
への助成
予算額 200 万円



健康づくりや通勤・通学の足として市民生活に欠かせない自転車。昨年度からヘルメット着用が努力義務化され、4/1以降に購入したヘルメットに購入費の2分の1(上限2,000円)が助成されます。安全・安心のために助成を活用しヘルメット着用を進めましょう。

介護

紙オムツ給付サービス
予算額 4,338 万円



在宅で要介護2以上の方には紙オムツが給付されますが、前年比1.8倍の予算額になりました。単価が上がったことありますが、在宅介護者が確実に増加しています。

学校教育

適応指導教室事業
予算額 4,074 万円



不登校の児童生徒のために、小規模特認校を除く全中学校に、専任の先生がいる適応指導教室が設置されました。県から7人配置され、市が1人配置します。前年比2.8倍の予算となりました。

子育て支援

児童クラブの経費
予算額 4億750 万円

(運営委託費と施設整備補助)

令和6年度は、公立(民間委託)33クラブ、民間が13クラブで、1,985人の児童が利用していますが、木刈小、いには野小、高花小、原山小など全体で112人の待機児童がでています。さらなる施設数の充実とともに指導員の配置を増やすことも必要です。

都市計画

都市計画事業
基金積立

予算額 8億9,551 万円

固定資産税の増とともに都市計画税も増え、18億5,320万円の税収が計上されています。都市計画税は都市施設の建設に充当されますが、充当先がなく、当初予算から大幅に貯蓄にまわりました。

令和6年度主要事業から

実施計画にそって全81事業が計画されています。主な事業には次のようなものがあります。

★公共交通ネットワークの形成

●ふれあいバスの運行(6ルート)、路線バスへの補助(4ルート)、地域公共交通計画に基づく事業改善、ふれあいバス新ルートの再編検討(令和7年度実施予定)、等。
…約2億1,500万円

★防災・減災、地域防災力の向上

●災害用井戸整備、災害応急対策資機材の整備、マンホールトイレ設計・設置、総合防災訓練の実施、防災講習会の開催、他…約1億2,110万円

★教育環境整備

●施設の改修・増築、就学支援、小中学校特別教室・配膳室に順次エアコン設置・実施設計、修学旅行費補助他…約13億3,798万円

★公共施設マネジメント

●公共施設等総合管理計画・アクションプランの進捗、(仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設の建設、ふれあいセンターいんば改修及び複合化、他…約25億8,200万円

公共施設適正配置の検討 予算額0円

魅力ある暮らしやすい市づくりに向けて、会派創造では市役所の移転について質問、提言を行いました。市役所等公共施設の配置の適正化の検討が81番目の事業に挙げられましたが、内容は庁内検討組織での検討及び計画の策定で、予算化されたものではなく、まだまだこれから状況です。

市民と創造の
まちづくり
勉強会

ご都合の良い会場へ
お越しください

市政をとともに考える会

5月18日(土) 13:30 ~ 15:30

中央駅前地域交流館 会議室4

5月19日(日) 13:30 ~ 15:30

中央公民館 第3会議室

市政に関する
ご意見をお聞かせ
ください

印西市議会 会派 創進

VOL.16 2024.05

創進メンバーの取組み

一般質問・
地域活動から



桜井 正夫 (さくらい まさお)

住 所 〒270-1616 印西市岩戸 3626
連絡先 Tel 0476-99-0577 Fax 0476-99-0677
主な役職 建設経済常任副委員長 会派代表
印西地区衛生組合議会議員



★イノシシ捕獲対策に名案は？

Q 令和5年度のイノシシの捕獲状況は。
A 令和6年1月末現在、成獣484頭、幼獣203頭の計687頭である。
Q 野生のイノシシが家畜伝染病(豚熱)に感染することがあると聞いたが、印西市で感染例はないか。
A 千葉県が捕獲及び検査を実施しているが、市内でこれまで捕獲されたものに感染例はないと報告を受けている。

Q 令和5年4月から活動を開始した岩戸区有害獣対策会の成果は。
A 令和6年1月末現在でイノシシ148頭、ハクビシン等21匹を捕獲し、大きな成果を上げた。
Q 被害の心配をなくするため、今後、さらに組織を立ち上げる考えは。
A 農作物被害が多い地区では市が説明会を開催し、地域ぐるみの鳥獣被害対策組織の立ち上げに向け検討している状況である。

★印西市の未来を創る 市役所配置計画を



★千葉ニュータウン入居開始から40年。市村合併から14年。印西市は人口約11万人、東京一成田を結ぶ北総の拠点都市として急成長し、街の姿や市民の暮らしも大きく変化してきた。
★市役所現庁舎は1976年(昭和51年)、将来人口6万4千人を想定して建てられ、法定耐用年数50年のところ築47年になる。来庁する市民や職員の利便性や安全性からも早期に位置を含めた次期施設の計画が必要。
★現庁舎は次回、令和13年～

17年の間に大規模改修を行う予定である。大規模改修も相当の費用がかかり、改修後はさらに20年間、今以上に老朽化した施設を使うことになる。

★庁舎が危険なくらい古くなってから建替計画を立てるのは遅すぎる。どう考えるか。(答弁)
社会的状況に適切に対応するため早めに方向性を示していきたい。

★印西クリーンセンター の跡地はどうなる？



★印西クリーンセンターは、八千代市との市境に近い吉田区への移転が進められており、令和9年9月からは試運転が始まる予定です。

★跡地は広大で駅から徒歩圏。この土地の活用は今後のまちづくりを左右する重大な問題です。
★土地は白井市、柴町と共同所有なので、印西市が活用していくのであれば、時価で環境整備事業組合から買い取る必要があります。

★一般質問で、印西市は跡地を

買う意向があるのか市長に確認しました。明確な判断は示されませんでした。移転を推進してきた現市長には、跡地のグランドデザインを描く政治責任があります。
★市長選が7月に控えています。立候補予定者の政策でこの問題がどう掲げられるのか注視していきたいと思えます。

松尾 栄子 (まつお えいこ)

住 所 〒270-1359 印西市木刈 2-10-9
連絡先 Tel 090-8727-1172
E-Mail mytime-e@rurbannet.ne.jp
主な役職 建設経済常任委員 会派広報担当
印西地区環境整備事業組合議会副議長



増田 葉子 (ますだ ようこ)

住 所 〒270-1347 印西市内野 2-1-6-202
連絡先 Tel 080-5082-0970
E-Mail YFA49624@nifty.com
主な役職 総務企画常任委員 会派企画担当
印西地区環境整備事業組合議会議員



★看板標識の安全管理の徹底を

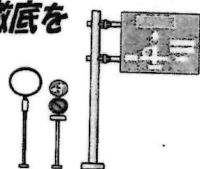
質問1 道路標識の管理は。
A 大型標識など、道路法施行令により、10年に1回の詳細点検が定められており、必要に応じて補修を実施しているところだ。

再質問 標識看板等の状況により、10年を待たずに補修が必要では。

A 外観目視による点検も行い、実施を検討する。

質問2 消防水利標識は。

A 消防団及び消防署から報告があった箇所の状況を市が確認し、必要に応じて修繕や再



設置等の対応を行っている。

質問3 避難所標識は。
A 指定避難所となる学校等に設置している避難所標識は、防災倉庫の点検時などの際に、確認をしているものであり、看板の汚れや劣化、破損等を確認した場合は、交換や洗浄等を実施している。

小川 利彦 (おがわ としひこ)

住 所 〒270-2322 印西市笠神 636
連絡先 Tel 0476-97-3426 Fax 0476-97-5133
E-Mail ponntaku1188@yahoo.co.jp
主な役職 総務企画常任委員 会派企画担当
長門川水道企業団議会議員



★ヤングケアラーについて



★近年、注目され、認知度も高まってきた問題ですが、実態はかつてよりずっと深刻で、大きな社会問題である事が広く知られるようになってきました。

★国内に推計10万人のヤングケアラーがいるといわれていますが、実際にはもっと多いのではないかと指摘する専門家もいます。

★ヤングケアラーの子どもたちは、障がいのある家族に代わって、家事や幼いきょうだいの世話、目の離せない高齢家族の見守りや病気の家族の看病、アルコール・薬物・ギャンブル依存

症を抱える家族の対応。そして家計を支える為に労働をしている子どももいます。本来であれば、友達と遊んだり、勉強をしたり、部活に打ち込んだり、時には恋をしたり、将来の夢を育んだりする時間をこうした家族の世話にあてています。
★支援を受ける事はなんら恥ずかしい事でもないし、当たり前なんだという空気を同時に作って行く事も大事だと思います。

都築真理子 (つづき まりこ)

住 所 〒270-1342 印西市高花 3-5-1
連絡先 Tel 080-8735-6069
E-Mail mariko_0419@ymail.ne.jp
主な役職 文教福祉常任副委員長 会派会計担当
印西地区消防組合議会議員



令和6年3月定例議会の議案概要

議案名	概要説明
議案1号 <u>市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定</u>	市長等も含む職員が、市に対して損害賠償責任を負ったときに、その行為が「善意でかつ重大な過失がないとき」は、賠償額から「基準給与月額×12×この条例で定める役職に応じた乗数」を控除する制度が新設された。 国家賠償法の求償権は「重大な過失」しか対象にならず、適用されない軽微な住民訴訟が増えていることから、地方自治法が改正された。条例で定める乗数は、市長が6、副市長・教育長等が4、行政委員会委員長等が2、一般職員が1となっている。
議案2号 <u>地域包括支援センター運営協議会設置条例の制定</u>	付属機関の精査を行うなかで、要綱設置から条例設置に改めたもの。運営協議会は、公募市民も参加して、地域包括支援センターの運営状況を評価する役目。
議案3号 <u>福祉有償運送運営協議会の設置条例の制定</u>	議案2号と同じ。福祉有償運送は、福祉目的で白ナンバーのタクシー行為を行う事業者を承認する機関。印西市では、社会福祉協議会が行う外出支援などが該当する。
議案4号 <u>健康づくり推進協議会の設置条例の制定</u>	議案2号と同じ。健康づくり施策を総合的に協議する協議会で、所管計画の進行管理や評価を行う。
議案5号 <u>監査委員条例の一部改正</u>	地方自治法の改正（議案1号など）により生じた条項ずれを修正するもの。
議案員6号 <u>昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒等の免除に関する条例の廃止</u>	昭和天皇の崩御に伴う恩赦で懲戒処分が免除された職員が退職したため条例を廃止するもの。恩赦（記録の抹消）の対象は「減給」「戒告」だったとのこと。
議案7号 <u>職員の育児休業等に関する条例の一部改正</u>	育児休業中の会計年度任用職員に「勤勉手当」が支給されるようになるもの。会計年度任用職員で育児休業を取得した事例はこれまでに一例あったとのこと。

議案 8 号 非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	付属機関を精査するなかで、これまで非常勤特別職（公務員）として「報酬」を支払ってきた委員会委員に「報償（協力謝礼）」を支払うよう整理をし、「別表」から以下の委員を削除した。学校体育施設開放運営委員、文化ホール運営会議委員、ふるさとづくり運営会議委員、子ども虐待防止対策協議会委員、次世代育成支援対策地域協議会委員
議案 9 号 職員の給与条例の一部改正	任期付職員の給与月額を引き上げる。任期付職員はほとんどが医療系、福祉系の専門人材で、待遇を改善して人材を確保する目的。正規職員の給与水準と連動しない独自の引き上げを行った。
議案 10 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正	単年度任用の会計年度任用職員にも勤勉手当が支給される改正。勤勉手当は人事評価に基づき支給される。会計年度任用職員は毎年募集と採用を行ってきたが、人事評価で優秀だった職員は3年の継続任用になる。
議案 11 号 手数料条例の一部改正	建築物の認定手数料の項目追加のほか、条例中に引用している法律名の変更を反映させた改正。 2 m以上道路と接しない敷地に建築されている建築物、道路内に建築されている建築物（いわゆる既存不適格建築物）の大規模改修等は、遡及して法適用させてきたが、省エネ性能を向上させる目的の改修は市が認定することで遡及しないこととされた。その認定手数料を設定した。 また、変更された法律名は、「建築物のエネルギー消費性能に関する法律」から「建築物等のエネルギー消費性能に関する法律」と等が追加されており、建築物だけでなく設備も視野にいたった法改正がなされている。
議案 12 号 子ども発達センターの設置管理条例の一部改正	児童福祉法の改正で、これまで医療型と福祉型に分けられていた区分がなくなった。印西市の子ども発達センターは「福祉型 児童発達支援センター」だったが、任期付職員の看護師が週5日配置され、医療的ケアの必要な児童も受入れてきたという。改正によって「福祉型だから」と受入れを断ることはできなくなったのではないかとと思われる。

議案 13 号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準に関する条例の一部改正	関係法令、府令の改正によるもの。幼稚園・保育園は、運営規程や職員の勤務体制など、利用者が施設選択をする際に重要と思われることを、誰でも見られるよう掲示やホームページ等への掲載を義務付けた。また、フロッピーディスクで記録の提出等を求める規定が見直されたため反映されている。
議案 14 号 介護保険条例の一部改正	3年に一度の介護保険料の改定がされた。印西市は所得階層で15段階設定されており、基準額となる第5段階は、月額4,800円で、前回から100円の引き上げとなった。もっとも1号保険者が多い段階は第7段階で、月額では6,110円から6,240円へ130円の引き上げ。
議案 15 号 地域密着型サービスの事業者指定及び運営基準に関する条例の一部改正	地域密着型サービスとは、印西市民のみが利用できる小規模な介護保険サービス。現在は24事業所がある。内容は人員の配置基準の緩和と身体拘束の適正化、利用者の安全、職員の負担軽減を検討する委員会を設置するなどの規定を追加したもの。省令の改正による。
議案 16 号 地域密着型介護予防サービスの事業者指定、運営及び効果的な介護予防支援方法の基準を定める条例の一部改正	地域密着型の介護予防サービスとは、認知症対応のグループホームで現在は8事業所ある。改正の内容は議案15号と同様。
議案 17 号 居宅介護支援事業の運営基準等を定める条例の一部改正	居宅介護支援事業は介護1以上のケアプランをつくるケアマネージャーの事業所。当然のことながら、ケアプランで身体拘束を禁止する内容と、受け持ちを35人から44人に緩和し、月一回の訪問をオンライン等での面接も可とした。要介護者の増加を見越した措置となっている。
議案 18 号 介護予防支援事業の運営及び介護予防の効果的な支援方法に関する基準を定める条例の一部改正	介護予防支援事業者は地域包括支援センターのこと。地域包括支援センターでは、要支援1、2の介護予防プランをつくり、ケアマネジメントを行う。議案17号と同様の改正内容となっている。

<u>議案 19 号</u> <u>水道及び下水道事業の設置条例</u> <u>の一部改正</u>	議案 1 号の職員の賠償責任免除に関する改正で引用条項を反映させた改正。改正の対象ではなかったが、水道職員の賠償責任免除は 50 万円以上は議会の議決を得なければならない規定となっていた。通常は 100 万円以下は専決処分され議会には報告されるだけだが、水道事業だけ厳しい規定になっている。
<u>議案 20 号</u> <u>水道事業給水条例の一部改正</u>	水質など生活衛生の関係から水道事業の所管が厚労省と国交省に分かれていたものが国交省に一元化され、条例中の厚生労働大臣を国土交通大臣に変更する改正。
<u>議案 21 号</u> <u>一般会計補正予算（8 号）</u>	歳入歳出に 7 億 1,489 万円を追加する補正。新たに固定資産税収入が約 24 億円追加され、各事業の入札差金などの執行残が約 18 億円、前年度繰越金の残り 3.5 億円を財源に、財政調整基金への繰り戻し約 16 億円、公共施設整備基金など目的基金に約 2.4 億円を積み立てている。また、草深の森のトイレ整備費など 13 事業 2.3 億円が繰り越しの手続きがされた（繰越明許費）。
<u>議案 22 号</u> <u>国民健康保険特別会計補正予算</u> <u>（3 号）</u>	歳入歳出から 4 億 1,819 万円を減額する補正。年度末時点での精算的な補正で、保険給付費が 4 億円減り、財源の県支出金も 4 億円減っている。国民健康保険は平成 30 年度から財政運営を県が一元化して行っている。
<u>議案 23 号</u> <u>介護保険特別会計補正予算</u> <u>（3 号）</u>	歳入歳出から 1,414 万円を減額する補正。地域支援事業などの実績から減額されている。地域支援事業は、地域包括支援センターの運営など保険給付外の市が独自に行う事業。
<u>議案 24 号</u> <u>後期高齢者医療特別会計補正予</u> <u>算（1 号）</u>	歳入歳出に 7,322 万円を追加する補正。後期高齢者の増加で、7,663 万円保険料が増えている。そのまま県の広域連合に納付される。

<u>議案 25～28 号</u> <u>令和 6 年度一般会計予算</u> <u>国民健康保険特別会計予算</u> <u>介護保険特別会計予算</u> <u>期高齢者医療特別会計予算</u>	一般会計の規模が初めて 500 億円を超え 521 億円となった。規模を大きくしているのは堅調な市税の伸びで、前年から 31 億円の増で計上されている。問題はその伸びが市民生活に有効に還元されているか。人口の増とともに市役所職員数も増やしており、人件費が前年から約 10 億円増で計上されているが、目立っているのは積立金が増えていること。とくに都市計画税は約 9 億円を積み立てている。 国民健康保険の規模は 98 億 5,253 万円、介護保険の規模は 66 億 1,579 万円、後期高齢者医療の規模は 12 億 6,341 万円。介護保険が 3.5 億円、後期高齢者医療が 1.5 億円それぞれ増えている。
<u>議案 29、30 号</u> <u>令和 6 年度水道事業会計予算</u> <u>下水道事業会計予算</u>	市営水道事業は、7712 件に給水し料金収入は 4.8 億円。一般会計からの補助金約 1 億円などを入れて経営されている。水道工事は印旛配水場から新クリーンセンターまでの敷設工事等を予定し、請願採択された給水区域の見直し業務の調査委託費が計上された。 下水道事業は、区域内の水洗化人口 91,800 人。下水道使用料 12.5 億円、雨水分など一般会計の負担金約 2 億円で流域下水道の管理費、管渠路、ポンプ場の維持が行われる。
<u>議案 31 号</u> <u>事業契約の変更</u>	整備中の UR 跡地の複合施設「コスモスパレット印西」の契約金額を、物価高騰、工事費の上昇により変更する。増額分は 4 億 5,668 万円。
<u>議案 32 号</u> <u>市議会議員の報酬及び費用弁償</u> <u>に関する条例の一部改正</u>	市議会議員の給与月額を 5 万円引き上げる。印西市は県内でも議員給与が低水準で、県平均まで引き上げた。議長は 4 万円の引き上げ。施行は 4 月分から。
<u>議案 33 号</u> <u>常勤特別職の給与及び旅費に</u> <u>関する条例の一部改正</u>	市長、副市長の給与月額を 3 万円ずつ引き上げる。県平均をとり、教育長は据え置きとなった。施行は 8 月分からで、市長選挙後からとなる。

<u>議案 34 号</u> <u>令和 6 年度一般会計補正予算</u> <u>(1 号)</u>	当初予算の可決後すぐに 1 回目の補正予算が出されている。現政権が実施する定額減税の地方税分として 5 億円減額し、その補填で地方創生臨時交付金 5 億円があてられている。
同意 1～11 号 人事の同意	農業委員会委員 11 名の任命の同意。今回から農業者以外の職も委員とする改正がなされており、建設業、設計士が新規で任命されている。女性は 1 名再任された。

関係各位

令和 6年 5月吉日

笠神地区環境保全会事務局

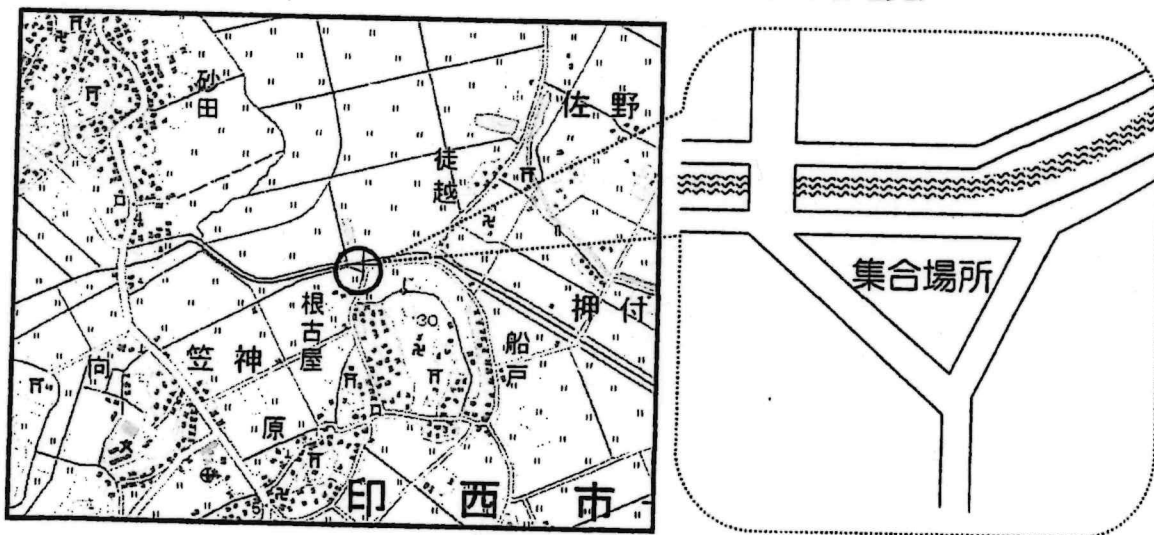
笠神地区環境保全会活動について

新緑の候、皆様におかれましては、益々のご健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、表題の件につきまして、下記の通り活動を実施予定でございますので、皆様方のご参加をお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和 6年 5月 26日 (日曜日) 午前8時より
 令和 6年 6月 9日 23日 (日曜日) 午前8時より
 令和 6年 7月 14日 28日 (日曜日) 午前8時より

2. 集合場所 印西市笠神根古屋地先 (物木集排水路根古屋地先)



3. 持 物 草刈り機、熊手等の草刈り用品、手袋等

※当日は、皆様方のご協力が必要でございますので、皆様方のご参加をお願い申し上げます。

また、女性の方々やご家族の方々の参加も歓迎致します。

笠神地区の環境保全にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※飲物は用意しておりますが、数に限りがございますので不足を感じる方は、各自でご用意願います。

市役所問題に関する市長選立候補予定各氏の政策

5月10日現在、立候補表明者の政策チラシから抜粋。

	市役所の配置について（各氏政策チラシより）
板倉正直	○市役所庁舎は1976年度に建設されて40年以上が経過し老朽化。庁舎は行政の中心地であり、災害時は市民を守る拠点となる重要な施設。より多くの市民に親しまれる場所へ、移転を検討し道筋をつける。
中沢しゅんすけ	（5月10日現在、記述なし）
野崎たかまさ	○街づくり推進のボトルネックとなっている市役所庁舎の移転に関する方針を定める。市役所移転により、ふれあいバスなどの地域公共交通がもっと便利に。万が一の災害時に安心・安全な街に。公共施設が利用しやすく便利に。優秀な人材採用。
藤代けんご	○分散型／支所・出張所の機能強化 ○印西牧の原駅周辺に市役所機能を有した複合施設を整備 ○IT化・行政DX化の推進

ヤングケアラーについて



近年 注目され国会でも各党取り上げて来た問題で認知度も高まってきております。

・とかくお手伝いの延長でしょ？

・自分達もそうやってお手伝いをして大人になってきたんだ！

今はそうではないんです!!

実態はかつてよりずっと深刻で、その事が徐々に明らかになり深刻な社会課題である事が広く知られるようになってきました。

★印西市において令和5年度の把握件数は、令和6年2月1日現在で4件

国内に推計10万人のヤングケアラーがいる事が分かっている。

実際にはもっと多いのではと指摘する専門家もいる。

ヤングケアラーの子ども達は、障がいのある家族に変わって家事や幼いきょうだいの世話・また目を離せない高齢者の家族の見守りや、病気の家族の看病、アルコール・薬物・ギャンブル依存症を抱える家族の対応。

そして家計を支えるために労働をしている子ども達もいる。

本来であれば、友達と遊んだり、勉強をしたり、部活に打ち込んだり、時には恋をしたり、将来の夢を育んだりする時間をこうした家族の世話にあてている。

年齢に見合わない責任を負わせられている子ども達は、今、かつてより増加傾向。

ケアを必要とする人が増える一方で家族の中の大人は減少している。

財政的支援も不十分。以前は家の中で家事育児介護を一手に担ってきた女性が働かないと生計が維持できなくなっている昨今、子ども達にそのしわ寄せが行っている。

♡必要な支援⇒課題を洗い出し、養育支援訪問事業やファミリーサポートセンター事業を案内

♡どのような方法で案内に繋げて行くのか⇒学校への聞き取りや家族との面談などで案内に繋げていく

♡地域・学校との連携⇒子ども虐待防止対策協議会において、民生委員児童委員や学校などの関係機関と情報交換をする

♡民生委員児童委員・教員は訪問など行っているか⇒必要があれば訪問対応を行っている

本当に難しい問題

先ずはヤングケアラー当事者に

“ヤングケアラーはかわいそうな子どもではない”と言う事を教えてあげ
る事が重要と感じます。

思春期特有の羞恥心から自分の状況を隠しているケースもあります。
つまり隠れた困窮者です。

支援を受けることはなんら恥ずかしいことでもないし、当たり前なんだ。
ヤングケアラー支援はそういう所なんだと空気を同時に作って行く事も
大事なのではないかと思います。

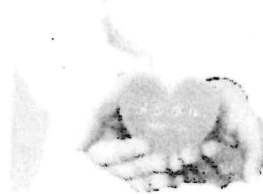
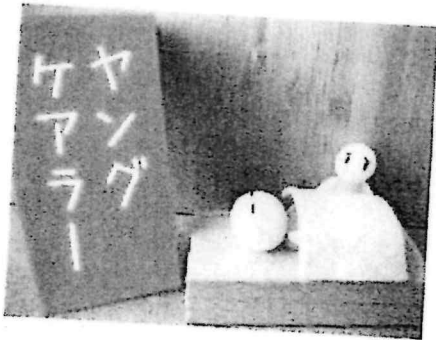
★祖母の介護をするために部活を辞めるのは仕方ないことなのか

★障がいのあるきょうだいのケアを四六時中するのは運命なのか

★精神疾患のある親や多忙を極める親の代わりに夕食を毎日作る子ども
は偉いのか

これから日本を印西市を担って行く子ども達が、半分あきらめて自身を
犠牲にして青春を送らなくてもいいように、埼玉県にあるような

【ケア条例】を立ち上げて“私はケアを自分の責任から逃れるんだと
思わなくてもいいように” “偏見や差別やトラウマを抱えなくてもいいう
に”ケアラーのケア、家族のケアを充実したものを作っていただけたらと
思う。



埼玉県ケアラー支援条例

令和2年3月31日

条例第11号

第1条（目的）

この条例は、ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ケアラー 高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。
- 二 ヤングケアラー ケアラーのうち、十八歳未満の者をいう。
- 三 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいう。
- 四 民間支援団体 ケアラーの支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

第3条（基本理念）

- 1 ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。
- 2 ケアラーの支援は、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。
- 3 ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

第4条（県の責務）

- 1 県は、前条に定める基本理念（第六条第一項及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 県は、ケアラーの支援における市町村の役割の重要性に鑑み、市町村がケアラーの支援に関する施策を実施する場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。

- 3 県は、第一項の施策を実施するに当たっては、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等と相互に連携を図るものとする。

第5条（県民の役割）

県民は、ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するとともに、県及び市町村が実施するケアラーの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第6条（事業者の役割）

- 1 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーの支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、県及び市町村が実施するケアラーの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

第7条（関係機関の役割）

- 1 関係機関は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施するケアラーの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。
- 2 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、その置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。
- 3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な支援機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

第8条（ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関の役割）

- 1 ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関は、その業務を通じて日常的にヤングケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの教育の機会の確保の状況、健康状態、その置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。
- 2 ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育及び福祉に関する相談に応じるとともに、ヤングケアラーに対し、適切な支援機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

第9条（ケアラーの支援に関する推進計画）

- 1 県は、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 ケアラー及びヤングケアラーの支援に関する基本方針
 - 二 ケアラー及びヤングケアラーの支援に関する具体的施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、ケアラー及びヤングケアラーの支援に関する施策を推進するために必要な事項
- 3 県は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

第10条（広報及び啓発）

県は、広報活動及び啓発活動を通じて、県民、事業者及び関係機関が、ケアラーが置かれている状況、ケアラーの支援の方法等のケアラーの支援等に関する知識を深め、社会全体としてケアラーの支援が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

第11条（人材の育成）

県は、ケアラーの支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等のケアラーの支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

第12条（民間支援団体等による支援の推進）

県は、民間支援団体その他のケアラーを支援している者が適切かつ効果的にケアラーの支援を推進することができるよう情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

第13条（体制の整備）

県は、ケアラーの支援を適切に実施するため、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制及び県、市町村、関係機関、民間支援団体等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めるものとする。

第14条（財政上の措置）

県は、ケアラーの支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

会派 創造

『市政とともに考える会』

1. メンバー紹介
2. 代表あいさつ
3. 6月定例会の報告
4. 新市長のマニフェストから
5. 新クリーンセクターの話題



